

天津大野木マイツ ニュースレター

2004年9月10日

No.0406

文責：安達 友信

対外貿易経営者登録・登記管理弁法

2004年7月1日より、「対外貿易経営者登録・登記管理弁法」が施行されています。(商部令 2004年第14号 2004年6月25日交付)

同日より対外貿易法が改正され、貿易管理が従来の「許可制」から「届出制」に変更となり、上記弁法に基づき所定の手続きを行うことで、どの企業でも貿易行為が可能となりました。

「対外貿易経営者登録・登記管理弁法」によれば、以下の手続きにより対外貿易経営者登録を行うこととされています。

外商投資企業が天津市にて手続きを行う場合

- STEP 1** 「対外貿易経営者の登録・登記表」を取得する。
商部HP：<http://www.mofcom.gov.cn> よりダウンロード可能。
- STEP 2** 「登記表」に必要事項を記入し、裏面の記載事項を熟読し、企業法定代表人のサイン或いは法定代表印と会社公章印を押印する。
- STEP 3** 登録機関（天津市対外貿易サービス中心：天津市和平区南京路 59 号 5 階）に下記書類を提出する。
対外貿易者の登録・登記表 営業許可証コピー 組織番号証コピー
外商投資企業批准証書コピー
上記書類提出後、5 日以内（ほとんどは当日）に登録印章が押印された の書類を受領。
- STEP 4** 受領後 30 日以内に、現地の税関・検査検疫・外貨・税務等の部門にて「登記表」を提示して、必要な手続きを行う。「登記表」受領後 30 日以内にこれらの必要な手続きを行わない場合には、登録は自動的に消滅する。

貿易権と流通権

上記手続きにより対外貿易経営者の登録後、貿易行為に関与することが自由となりますが、輸入した物を自由に国内で販売することや国内から仕入れた物を自由に輸出することは可能かという点、実際はこの対外貿易経営者登録だけでは出来ません。その会社の経営範囲に卸・小売業が含まれているかどうか（流通権を有するか否か）によることとなります。会社の経営範囲に輸入商品の販売業務を含まない場合には、登記表の備考欄に『輸入商品の販売業務なし』と明記されることとなります。すなわち、海外から物を輸入することは出来るが、国内流通権（卸・小売）がないため国内で販売することが出来ない！ということです。一方、輸出についても国内流通権がないと国内での商品仕入れを行うことは出来ず、結果として輸出も出来ないということになります。

国内流通権の開放は、すでに施行されている「外商投資商業領域管理弁法」により 2004 年 12 月 11 日より外資独資での設立が可能となりますが、今現在は合弁のみ可能となっております。（合弁でもこの管理弁法により設立許可されたケースは今日現在まだ聞きません・・・）

保税区企業の対外貿易経営者登録状況

実務的運用により国内販売が事実上可能となっている保税区の貿易会社の場合、上記の対外貿易経営者の登録について、天津港保税区では施行日より問題なく受け付けられているようです。ただし、備考欄には『輸入商品の販売業務なし』と明記されております。（当然のことながら、保税区に設立される会社の経営範囲は国内の卸小売業を含めることは認められません。）

制度上は、輸入商品の国内販売は出来ないこととなっておりますが、実務的運用により国内販売が可能となっている状況は今のところ変わりはないようです。

ただし、「外商投資商業領域管理弁法」との関係で、運用上どのような方向に進むのか、引き続き注視していく必要があります。

（完）